

令和6年度春日井市物価高騰対応重点支援臨時給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特に物価高の影響を受ける住民税非課税世帯の負担の軽減を図るため、令和6年度春日井市物価高騰対応重点支援臨時給付金（以下「物価高騰臨時給付金」という。）を支給する事業（第11条において「事業」という。）について、必要な事項を定める。

(支給対象)

第2条 物価高騰臨時給付金の支給対象は、令和6年12月13日（以下「基準日」という。）において、春日井市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて春日井市の住民基本台帳に記録されることとなった者を含む。第11条において「住民基本台帳記録者」という。）のみで構成される世帯であって、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和6年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者のみで構成される世帯（物価高騰臨時給付金と同趣旨の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した給付金を受けた世帯に属していた者が世帯主である世帯（第3条に規定する加算対象として、春日井市において支給対象として既に物価高騰臨時給付金を受給している世帯を除く。）を除く。）（以下「令和6年度非課税世帯」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯は、給付要件を満たさないものとする。

3 前2項に定めるもののほか、特別な配慮を要する者の取扱いについては、市長が別に定める。

(加算対象)

第3条 物価高騰臨時給付金の加算対象は、令和6年度非課税世帯のうち、当該世帯に平成18年4月2日以後に生まれた児童（以下「対象児童」という。）がいる世帯及び別世帯の対象児童を扶養している世帯（ただし、当該対象児童を加算対象としている世帯がない場合に限る。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる児童は対象児童から除く。

- (1) 児童福祉法等に定められた施設入所児童等
- (2) 基準日時点において、国外に居住している児童（住民基本台帳に記録されている児童を除く。）

(受給権者)

第4条 物価高騰臨時給付金の受給権者は、基準日における支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成員がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者を物価高騰臨時給付金の受給権者とする。

(支給額及び加算額)

第5条 物価高騰臨時給付金の支給額は、30,000円とする。

2 物価高騰臨時給付金の加算額は、対象児童1人当たり20,000円とする。

(申請によらない支給の方式)

第6条 市長は、令和5年度及び令和6年度に実施した物価高騰対応重点支援給付金を支給した世帯のうち、市で課税情報を把握していない者が含まれない等、第2条第1項及び第2項に掲げる支給要件を満たすことを確認できる世帯に対し、令和6年度春日井市物価高騰対応重点支援臨時給付金支給通知書（第1号様式）により、物価高騰臨時給付金の支給の申込みを行うものとする。

2 前項の規定による支給対象となる世帯の世帯主（以下「申請によらない受給権者」という。）は、支給の申込みを受けた際、令和6年度春日井市物価高騰

対応重点支援臨時給付金受給辞退の届出書（第2号様式）による受給の辞退又は令和6年度春日井市物価高騰対応重点支援臨時給付金支給口座登録等の届出書（第3号様式。第8条において「口座登録等届出書」という。）による登録口座の変更を申し出ることができる。

- 3 市長は、令和7年2月20日までに前項の規定による受給の辞退の届出がないときは、速やかに支給を決定し、申請によらない受給権者に対し、物価高騰臨時給付金を支給するものとする。

（申請による支給の方式）

第7条 申請によらない受給権者以外の者であって物価高騰臨時給付金の支給を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、令和6年度春日井市物価高騰対応重点支援臨時給付金申請書（請求書）（第4号様式。以下「給付金申請書」という。）を市長に提出することにより申請するものとする。

- 2 前項に掲げる給付金申請書を提出したのち、申請者が対象児童であって基準日以後に生まれた者又は扶養している別世帯の児童の加算分について申請する場合は、令和6年度春日井市物価高騰対応重点支援臨時給付金こども加算分の申請書（請求書）（第5号様式。以下「児童加算申請書」という。）を市長に提出することにより申請するものとする。

- 3 第1項及び第2項の規定による申請及びこれに基づく支給は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方式により行うものとする。
ただし、第2号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。

(1) 口座振込方式 市が受給権者から指定された金融機関の口座に振込む方式

(2) 現金交付方式 市が窓口又は現金書留等で現金を交付することにより支給する方式

- 4 市長は、物価高騰臨時給付金の申請に当たり、申請者に公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めることにより、申請者本人による申請であることを

確認するものとする。

(代理による申請等)

第8条 前2条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、受給権者に代わり、代理人として前2条の規定による届出又は申請を行うことができる。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 受給権者の法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人並びに代理権付与の審判がなされた保佐人及び補助人をいう。）
- (3) 親族その他の普段から受給権者の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの。

2 代理人が口座登録等届出書又は給付金申請書の提出をする場合にあっては、申請者は当該書類の委任欄の記載をするものとする。

3 市長は、代理人に運転免許証等の本人確認書類の写しの提出を求めることにより、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

(受付開始日及び申請期限)

第9条 第7条の規定による申請の受付開始日は、令和7年2月10日とする。

2 申請期限は、令和7年5月9日とする。

(支給の決定等)

第10条 市長は、第7条の規定により給付金申請書を受理したときは、審査を行い、申請者の属する世帯が支給対象となる世帯に該当する場合は、速やかに支給を決定し、当該申請者に対して令和6年度春日井市物価高騰対応重点支援臨時給付金支給決定通知書（第6号様式）により通知し、物価高騰臨時給付金を支給するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、申請者の属する世帯が支給対象となる世帯に該当しない場合は不支給の決定をし、当該申請者に対し、令和6年度春日井市物価高騰対応重点支援臨時給付金不支給決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(物価高騰臨時給付金の支給等に関する周知)

第11条 市長は、事業の実施に当たり、支給対象、申請の方法及び申請受付開始日等の事業の概要について、基準日における住民基本台帳記録者への通知、市ホームページその他の方法により周知するものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第12条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、受給権者から第9条第2項の申請期限までに第7条に規定する給付金申請書の提出が行われなかった場合は、受給権者が物価高騰臨時給付金の受給を辞退したものとみなす。

（給付金申請書等の不備による振込不能があった場合の取扱い）

第13条 市長は、第6条第3項及び第10条第1項に規定する支給決定を行った後、給付金申請書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、令和7年6月6日までに給付金申請書等の補正が行われず、申請者の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請等が取り下げられたものとみなす。

（給付金の返還）

第14条 市長は、偽りその他の不正の手段により物価高騰臨時給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った物価高騰臨時給付金の返還を求めるものとする。

2 市長は物価高騰臨時給付金の支給を受けた者が修正申告等により第2条に規定する支給対象でなくなった場合は、物価高騰臨時給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第15条 物価高騰臨時給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月3日から施行し、同年6月30日限りその効力を失う。

年 月 日

様

春日井市長

令和6年度春日井市物価高騰対応重点支援臨時給付金支給通知書

物価高騰対応重点支援臨時給付金につきまして、次のとおり支給いたしますので、お知らせします。なお、本通知に基づき給付金の支給を受ける方は、特に申請等の手続は必要ありません。

※令和6年12月13日時点の世帯状況をもとに、支給額を算出しております。

- 1 支給対象者氏名
- 2 こども加算対象人数
- 3 支給額
- 4 振込日
- 5 振込先口座（次の口座に「カサヰイカクコウトウキョウギン」名義で振込いたします。）

振込先金融機関

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人名

※上記の振込先口座は令和5年度及び令和6年度に実施した「物価高騰対応重点支援給付金」と同じ金融機関口座になります。

※振込日に入金が確認できない場合は、時間をおいて御確認ください。

次の事由に該当する場合は、令和7年2月20日（木）までに裏面記載のコールセンターまで御連絡ください。

- (1) 振込先口座を変更する場合

➡「支給口座登録等の届出書」の提出が必要です。

※上記届出書を提出いただく時期によっては、上記振込日に間に合わない場合がありますので、御了承ください。

- (2) 裏面の支給要件等確認・同意事項を御確認のうえ、本給付金の受給を辞退する場合

➡「受給辞退の届出書」の提出が必要です。

※なお、受給辞退の連絡がない場合、裏面記載の支給要件等確認・同意事項に確認・同意いただいたものとみなします。

裏面も御確認ください。

【物価高騰対応重点支援臨時給付金の概要】

特に物価高の影響を受ける住民税非課税世帯の負担の軽減を図るため、1世帯当たり3万円を支給します。

給付金名称	令和6年度春日井市物価高騰対応重点支援臨時給付金
支給対象者	令和6年12月13日時点で春日井市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯の世帯主
こども加算対象者	平成18年4月2日生まれ以降のこどもが属する世帯
支給額	1世帯につき、3万円＋上記加算対象のこども1人あたり2万円

※次に該当する平成18年4月2日生まれ以降のこどもを扶養している場合は「こども加算分の申請書」の提出が必要です。

- ・基準日（令和6年12月13日）後に生まれた新生児
- ・別世帯で扶養しているこども
- ・「こども加算分の申請書」で申請していただいた支給分については申請後に内容確認・審査の上、振込いたします。

支給要件等確認・同意事項

本給付金に関する確認・同意事項がありますので、御確認ください。

- ① 世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税です。
- ② 世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 世帯の中に、施設入所児童等がいる場合は、そのこどもを加算対象に含みません。
- ④ 世帯の中に租税条約による免除の適用を届け出ている者はいません。
- ⑤ 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではありません。
- ⑥ 他自治体において、本給付金と同趣旨の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した給付金等を受けた世帯ではありません。
- ⑦ 振込先口座の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、令和7年6月6日(金)までに連絡又は確認がとれない場合は、本給付金は支給されません。
- ⑧ 本給付金の支給後に、本給付金の支給対象ではないことが判明した場合には、本給付金を返還します。

本通知書は給付金の振込が完了するまで、お手元で保管してください。

令和6年度春日井市物価高騰対応重点支援臨時給付金受給辞退の届出書

（宛先）春日井市長

- 1 私は、「物価高騰対応重点支援臨時給付金」の受給について辞退することを、ここに届け出ます。
- 2 本届出により、「物価高騰対応重点支援臨時給付金」の受給を辞退する者が本人であることを証明するため、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）のコピーを別添提出します。

年 月 日

世帯主住所

世帯主氏名

日中に連絡可能な電話番号

—

—

令和6年度春日井市物価高騰対応重点支援臨時給付金支給口座登録等の届出書

(宛先) 春日井市長

1 届出者(世帯主)	※下欄の「誓約・同意事項」に誓約・同意の上、届出します。	記入日	年 月 日
-------------------	-------------------------------------	-----	-------------

(フリガナ) 世帯主名	生 年 月 日	現 住 所
	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	〒 — — 日中に連絡可能な電話番号 — —

2 新規振込先指定口座（原則、1の届出者名義の口座に限ります。）

※代理受給を行う場合は本欄に代理人となる方の口座情報を記入のうえ、裏面の「4 代理受給を行う場合」の欄へ記入してください。）

☐ ア 指定の金融機関口座への振込みを希望

どちらかに記入してください。	口座名義人(カナ)											
	金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)	金融機関名	金融機関コード		支店名	支店コード	種別	口座番号(左詰め)				
		銀行 金庫 信組 信連 農協 漁協 信漁連				本店 支店 本所 支所 出張所			普通 当座			
	口座名義人(カナ)											
	ゆうちょ銀行		通帳記号番号 (6桁目がある場合は※欄に記入してください)		記号(左詰め)				番号(左詰め)			
								—				

☐ イ 届出者（世帯主）名義の公金受取口座（マイナンバーと紐づいた口座）への振込を希望

※この口座への振込を希望する場合は振込口座が確認できる書類のコピーの提出は不要です。

3 支給額の変更（減額）

※扶養していない子どもが対象となっている等で変更が必要な場合は記入してください。なお、基準日（令和6年12月13日）後に生まれた新生児、別世帯で扶養している子ども分（子ども加算が増える場合）については別途「子ども加算分の申請書」で申請していただく必要があります。

変更後の金額	円	変更理由
--------	---	------

【誓約・同意事項】

●市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年6月6日までに、届出者に連絡・確認がとれない場合に、物価高騰対応重点支援臨時給付金が支給されないことに同意します。

●この届出書は、物価高騰対応重点支援臨時給付金に関する振込口座等を変更するものです。他の給付金等（今後実施されるものを含む）については別途手続が必要となる場合があります。

裏面の提出書類を御確認ください
また、代理受給の方は裏面の「4 代理受給を行う場合」も記入してください。

4 代理受給を行う場合 ※代理人がお手続きする場合に限り、記入してください。
必要書類の提出をお願いします。詳細は下記を確認してください。

代理人	フリガナ 代理人氏名	世帯主との 関係	代理人生年月日	代理人住所
			大正・昭和・平成 年 月 日	〒 ー 日中に連絡可能な電話番号 ー ー

上記の者を代理人と認め、物価高騰対応重点支援臨時給付金の確認・請求及び受給を委任します。 世帯主署名

※法定代理の場合は、この欄の記載は不要です。

代理人がお手続きをする場合は別途書類が必要です。
右のホームページを確認、又は0120-667-456へ
お問い合わせください。

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kurashi/zei/1034744/1036162.html>



提出書類

- ☐ 『令和6年度春日井市物価高騰対応重点支援臨時給付金支給口座登録等の届出書』（本書）
※必要事項を御記入ください。
- ☐ 『振込口座を確認できる書類のコピー』（※「2 新規振込先指定口座」で「ア」を選択した場合に限る。）
※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分のコピーをご用意ください。
- ☐ 『届出者本人確認書類のコピー』（※「2 新規振込先指定口座」で「ア」を選択した場合に限る。）
※届出者の運転免許証、マイナンバーカード（マイナンバー通知カードは不可）、在留カード等のコピーいずれか1点をご用意ください。（裏面に住所等の記載がある本人確認書類は裏面のコピーも必要です。）
- ☐ 『代理受給をされる方：ホームページ又は0120-667-456で確認した必要書類』

令和6年度春日井市物価高騰対応重点支援臨時給付金申請書(請求書)

(宛先)春日井市長

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認し、チェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

申請日	令和 7年 月 日		
(フリガナ) 氏 名		生 年 月 日	現 住 所
		大正・昭和・平成・令和	〒 -
		年 月 日	電話番号 — — (携帯電話等、日中に連絡がとれる番号)

2. 申請・請求者が属する世帯等の状況

※令和6年12月13日時点の世帯の全ての構成員を印字しております。変更がある場合、追加する事項がある場合は、裏面の記入例を参考にして記入してください。

	氏名	生年月日	住所(別居の場合のみ記入)	加算対象となる子ども
1				☐ 該当
2				☐ 該当
3				☐ 該当
4				☐ 該当
5				☐ 該当
6				☐ 該当
7				☐ 該当

※こども加算の対象外のこども(他世帯でこども加算の対象となっている場合を含む)がいる場合は、「氏名欄」を二重線で消してください。

3. 振込口座 ※原則、世帯主の口座に限ります。

(代理受給を行う場合は本欄に代理人となる方の口座情報を記入のうえ、裏面の「4 代理受給を行う場合」の欄へ記入してください。)

☐ A 物価高騰対応重点支援給付金の受取口座である次の口座へ振込を希望

口座名義人(カナ)			
口座種別 口座番号	金融機関		

☐ B 指定する次の口座への振込を希望

どちらかに記入してください。

口座名義人(カナ)											
金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)	金融機関名	金融機関コード		支店名		支店コード		種別	口座番号(左詰め)		
	銀行 金庫 信組 信連 農協 漁協 信漁連			本店 支店 本所 支所 出張所				普通 当座			
口座名義人(カナ)											
ゆうちょ銀行		通帳記号番号 (⑥桁目がある場合は※欄に記入してください)		記号(左詰め)			番号(左詰め)				
				※ —							

☐ C 申請・請求者(世帯主)名義の公金受取口座(マイナンバーと紐づいた口座)への振込を希望

この口座への振込を希望する場合は振込口座が確認できる書類のコピーの提出は不要です。

裏面も必ずご確認ください

4. 代理受給を行う場合 ※代理人口座への振込を希望する場合に限り、記入してください。

代理人	フリガナ 代理人氏名	世帯主との関係	代理人 生年月日	代理人住所
			大正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、 物価高騰対応重点支援臨時給付金の確認・請求及び受給を委任します。 世帯主署名 ※法定代理の場合は、この世帯主署名の記載は不要です。				

代理人がお手続きをする場合は別途書類が必要です。

右のホームページを確認、または0120-667-456へお問い合わせください。

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kurashi/zei/1034744/1036162.html>



必要書類について 表面「3. 振込口座」でBを選択された方の必要書類

郵送による申請の場合は、申請書と必要書類のコピーを送付してください。窓口での申請の場合は、必要書類を持参してください。

- ☐ 本人確認書類(世帯主)
運転免許証、マイナンバーカード(マイナンバー通知カードは不可)、在留カード 等のいずれか1点
※裏面に住所等の記載がある本人確認書類は裏面のコピーも必要です。
- ☐ 受取口座が確認できる書類
金融機関名・支店名(店名)・口座番号・口座名義人(カナ)が分かる(通帳の表紙をめくったページ等)通帳
キャッシュカードでも可
インターネットバンキングの場合は、金融機関名・支店名(店名)・口座番号・口座名義人(カナ)が記載のある画面
- ☐ 『代理受給をされる方:ホームページ又は0120-667-456で確認した必要書類』

【誓約・同意事項】 ※必ず確認してください。

- ① 物価高騰対応重点支援臨時給付金(以下「給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。
※ 給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。
ア 世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税です。
イ 世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
ウ 世帯の中に、施設入所児童等がいる場合は、そのこどもを加算対象に含みません。
エ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいません。
オ 世帯の全員が、住民税均等割が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではありません。
カ 他自治体において、本給付金と同趣旨の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した給付金等を受けた世帯ではありません。
- ② 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑤ 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年6月6日(金)までに、申請・請求者に連絡・確認がとれない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑥ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

令和6年度春日井市物価高騰対応重点支援臨時給付金
こども加算分の申請書（請求書）

（宛先）春日井市長

1 申請・請求者（世帯主） ※裏面の「誓約・同意事項」に誓約・同意の上、申請します。

申請日	令和7年	月	日			
世帯主名		生年月日		現住所		
フリガナ		大正・昭和・平成・令和		〒 —		
		年 月 日		電話番号	- -	(携帯電話等、日中に連絡がとれる番号)

2 こども加算対象者 ※基準日（令和6年12月13日）後に生まれた新生児、別世帯だが扶養しているこども（国内に限る）について記入してください。

	氏 名	生年月日	住所（別居の場合のみ記入）
1		平成・令和 年 月 日	
2		平成・令和 年 月 日	
3		平成・令和 年 月 日	

3 振込口座（原則、申請・請求者（世帯主）の口座に限ります。）

※「代理受給を行う場合」は本欄に代理人となる方の口座情報を記入のうえ、裏面の「4 代理受給を行う場合」の欄へ記入してください。

☐ A 指定する次の口座への振込を希望

口座名義人（カナ）						
金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)	金融機関名	金融機関コード	支店名	支店コード	種別	口座番号
					普通 当座	

口座名義人（カナ）				
ゆうちょ銀行	通帳記号番号	記号		番号
			—	

☐ B 申請・請求者（世帯主）名義の公金受取口座（マイナンバーと紐づいた口座）への振込を希望

この口座への振込を希望する場合は振込口座が確認できる書類のコピーの提出は不要です。

裏面の提出書類及び誓約・同意事項を御確認ください。

また、代理受給の方は裏面の「4 代理受給を行う場合」も記入してください。

どちらかに記入してください。

4 代理申請・受給を行う場合

※代理人口座への振込を希望する場合に限り、記入してください。

代理人	フリガナ 代理人氏名	世帯主との 関係	代理人生年月日	代理人住所
			昭和・平成・令和	〒 —
	年 月 日		日中に連絡可能な電話番号 ()	
上記の者を代理人と認め、重点支援地方給付金の確認・請求及び受給を委任します。			世帯主署名 _____ ※法定代理の場合は、この世帯主署名の記載は不要です。	

代理人がお手続きをする場合は別途書類が必要です。
 右のホームページを確認、または 0120-667-456 へお問い合わせください。

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kurashi/zei/1034744/1036162.html>



必要書類について 表面「3 振込口座」でAを選択された方の必要書類

郵送による申請の場合は、申請書と必要書類のコピーを送付してください。窓口での申請の場合は、必要書類を持参してください。

●本人確認書類（世帯主）

運転免許証、マイナンバーカード（マイナンバー通知カードは不可）、在留カード等のいずれか1点

※裏面に住所等の記載がある本人確認書類は裏面のコピーも必要です。

●受取口座が確認できる書類

金融機関名・支店名（店名）・口座番号・口座名義人（カナ）が分かる（通帳の表紙をめくったページ等）
 通帳

キャッシュカードのコピーでも可

インターネットバンキングの場合は、金融機関名・支店名（店名）・口座番号・口座名義人（カナ）が記載のある画面のコピー

●『代理受給される方：ホームページ又は 0120-667-456 で確認した必要書類』

誓約・同意事項 ※必ず確認してください

①重点支援地方給付金（以下「給付金」という。）の支給要件（※）に該当します。

※給付金の支給対象となるためには、以下の要件を満たすことが必要です。

ア 世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税です。

イ 世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

ウ 世帯の中に、施設入所児童等がいる場合は、そのこどもを加算対象に含みません。

エ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいません。

オ 世帯の全員が、住民税均等割が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではありません。

カ 他自治体において、本給付金と同趣旨の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した給付金等を受けた世帯ではありません。

②給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関に求める・提供することに同意します。

③公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

④この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。

⑤市が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年6月6日（金）までに、申請・請求者に連絡・確認がとれない場合に、給付金が支給されないことに同意します。

⑥給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

年 月 日

様

春日井市長

令和 6 年度春日井市物価高騰対応重点支援臨時給付金
支給決定通知書

物価高騰対応重点支援臨時給付金の支給については、次のとおり決定しましたので通知します。

氏名	支給決定額
	円

※「カスガイシカカクコウトウキュウフキン」名義で振込予定です。

年 月 日

様

春日井市長

令和6年度春日井市物価高騰対応重点支援臨時給付金
不支給決定通知書

物価高騰対応重点支援臨時給付金については、次のとおり支給要件を満たさないため、
不支給となりましたので通知します。

世帯主	
不支給事由	